

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」（令和6年3月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について通知します。

6 文科教第 347 号
令和 6 年 5 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」（令和6年3月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について（通知）

令和6年3月19日に、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」（以下「議論のまとめ」という。）（別添資料1参照）が取りまとめられました。「議論のまとめ」では、対応の方向性として、「教職大学院を修了し教師となった者を中心に返還免除を実施」等が示されたところです。

これを受け、令和7年度から教師になった者を対象に奨学金の返還免除を実施します。このため、奨学金の返還免除に係る具体的な運用（対象者、手続等）について整理しましたので、大学関係者におかれては、下記の事項を踏まえ、周知及び御対応をお願いします。

各都道府県教育委員会等の学校関係者におかれては、今般の対応について御承知おきいただくとともに、返還免除の申請手続において必要となる書類の発行に御協力いただきますようお願いいたします。あわせて、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村長及び市町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 奨学金の返還免除の対象について

下記（１）を満たした者に対して、大学院で貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の第一種奨学金の返還免除を行います。

（なお、当該返還免除は、大学院生を対象とした、特に優れた業績による返還免除制度により実施します。）

（１）対象者

- ①教職大学院（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 26 条第 1 項に規定する教職大学院をいう。以下同じ。）に在籍し、教員採用選考等（※ 1）に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※ 2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4 月 1 日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者
- ②教職大学院以外の大学院（※ 3）に在籍し、以下に記す要件（※ 4）に該当した上で、教員採用選考等（※ 1）に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※ 2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4 月 1 日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者

※ 1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。また、対象となる学校種は以下のとおりです。

対象となる学校種
・学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

※ 2 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含みます。大学院修了後（既卒者として）に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象となりません。また、臨時的任用の者や非常勤講師は対象者に含まれません。

※ 3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象となります。

※ 4 返還免除の対象となる教職大学院以外の大学院の修了者の要件について教師に求められる高度の専門性の確保及び教師志願者の拡大の両観点から、次の（ア）（イ）の双方を満たす者を対象とすることとします。

- （ア）大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること（採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む）
- （イ）大学院において、学校等での実習を必須とする科目（教職課程認定を受けているものに限る。）を少なくとも 1 単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね 30 時間以上確保していること。実習の場は、大学

の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等とする。また、学校教育に関する実習である必要があることから実習の場は学校であることが望ましいが、専門分野や教職に深く関連する、社会福祉施設や社会教育施設等の関係機関も含まれる。

(2) 返還免除の対象となる奨学金

- ・大学院在籍時(※5)に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金(授業料後払い制度の奨学金も含む。)(※6)

※5 上記(1)①又は②として在籍していた課程で貸与を受けた奨学金以外は、返還免除の対象にはなりません。同様に、大学学部在籍時に貸与を受けた奨学金についても返還免除の対象にはなりません。

※6 要件を満たした対象者は全員、全額免除となります。

2. 返還免除の申請手続について

当該返還免除については、日本学生支援機構が実施する大学院生を対象とした、特に優れた業績による返還免除制度により実施することとなるため、この申請手続に則って行うこととなりますが、申請手続及び推薦に当たっては、以下の点が通常の手続と異なります。各大学におかれては、今回の措置に伴う手続について御留意いただき、適切に御対応いただくとともに、学生に対する周知をお願いします。なお、具体の推薦方法等の詳細につきましては、決まり次第日本学生支援機構からお知らせします。

(1) 学内選考における推薦者の決定に関して必要となる事項(2~3月頃)

- 当該返還免除の対象条件を満たす者であることの確認

学内選考の際に、教員採用されることを示す合格通知書等(教職大学院進学に係る採用延期者にあつては教員採用試験合格を証明するもの)の提出を求めるとともに、対象条件を満たす学生かどうか適切に確認の上、推薦を行ってください。特に、教職大学院以外の大学院を修了して教師になる者については、上述の要件を当該学生が満たしているかを適切に確認した上で決定いただきますようお願いいたします。

(2) 日本学生支援機構への推薦者の申請に関して必要となる事項(4月頃)

- 在職証明書等の提出

教師になる者として推薦された返還免除候補者に対しては、当該返還免除を決定するに当たり、日本学生支援機構による審査において、該当者が教師として入職していることの確認を行います。このため、4月1日現在の在職証明書、辞令等の提出を求めるとし、各大学から日本学生支援機構に対して行う返還免除の推薦の関係書類とあわせて提出いただくこととなります。大学から日本学生支援機構に推薦した者のうち教師になる者として申請

している学生に対しては、当該書類の提出について周知願います。

【申請手続の流れ】（別添資料2参照）

＜申請者の大学院修了予定年度＞

12月頃 日本学生支援機構から各大学に対し、返還免除候補者の推薦依頼
通知発出

各大学において返還免除候補者の申請を受付（申請に当たっては教
員採用されることを示す合格通知書等の提出を求める。）

3月頃 学内選考委員会（推薦者の決定）

＜教師としての入職予定年度＞

4月頃 各大学から日本学生支援機構に対し、返還免除候補者を推薦
（教師として入職したことを示す在職証明書等の提出が必要）

7月頃～日本学生支援機構における返還免除者の決定・結果通知

【別添資料一覧】

別添資料1-1 優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方
について 議論のまとめ

別添資料1-2 優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方
について 議論のまとめ（概要）

別添資料2 申請手続の流れ（イメージ）

【参考 URL】

[優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について議論のまとめ（令和
6年3月19日）：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/press/20240319_01)

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電話：03-5253-4111

内線 3970

文部科学省高等教育局学生支援課

電話：03-5253-4111

内線 3051

優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について 議論のまとめ

令和 6 年 3 月 19 日
中央教育審議会初等中等教育分科会
教員養成部会

1. 教師を取り巻く状況

- 学校教育に対する社会の期待や要請を踏まえ、教育内容や教育環境は時代とともに変化してきたが、どの時代においても、子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質は教育の質に直結する。
- 現在の学校現場に目を向けると、特別な支援が必要な児童生徒数や不登校等の児童生徒数が増加していることをはじめ、学校現場が抱える教育課題は多様化・複雑化している。さらに、一人ひとりの教師には、AI・ビッグデータ・IoT 等の技術革新、グローバル化、少子化・人口減少等の社会の変化や、一人一台端末など子供の学習環境の進化を踏まえ、より一層、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、教科等横断的、探究的な学習の推進など、これからの時代に社会で活躍するために必要な資質・能力を育成するための主体的・対話的で深い学びの実現を図っていくことが求められている。
- そのような中、教師人材を巡っては、教師全体の年齢構成の偏りに起因する大量退職の時期を迎えたことに伴い、新規採用者数が最も採用倍率が高かった時期の 3 倍以上となっている状況の下、若年層の教師が増加したこと等による産休・育休取得教員の増加や、特別支援学級の各教育委員会の見込みを上回る増加等により臨時講師の配置需要が増加している一方、正規採用者数の増加等により緊急・臨時的な教師需要にも対応できる「なり手の厚み」が減少していることを受け、臨時講師の配置を充足できない教師不足の状況が発生している。
- 同時に、上述の大量退職・大量採用に伴い、近年、採用倍率が低下している状況や、我が国の教師に占める大学院修了者の割合は国際的に比較してかなり低い状況であることに加え、近年、新規採用者に占める大学院修了者の割合がいずれの学校種においてもさらに低下しているという状況もある。

- 今後、大量退職のピークアウトや定年年齢の引上げが段階的に行われることに伴い、新規採用者数は減少の局面を迎えることが予想されるものの、現在の学校現場が抱える教育課題の状況を踏まえれば、我が国の国際的に見ても高い水準の学校教育を今後も維持・充実していくためには、質の高い十分な量の教師人材の確保が必要である。
- 優れた人材を教師に得るためには、教職の魅力向上が不可欠であり、そのためには学校における働き方改革や教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めることが重要である。この点については、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会において議論が行われている。また、喫緊の課題への対応としての教師人材の量的確保に向けては、各教育委員会における教職の価値ややりがいの発信、現職以外の教員免許状保有者への研修、採用選考の工夫改善の促進等により教師のなり手の発掘・確保を強化する取組が重要であり、文部科学省の補助事業も含め各教育委員会における取組への支援が必要である。
- こうした優れた教師人材の確保に向けた取組の一環として、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に「奨学金の返還支援に係る速やかな検討」と記され、上記特別部会が令和 5 年 8 月 28 日にまとめた「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～」においても、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を進める必要がある旨が盛り込まれている。

これを受け、教員養成部会では、教師になった者に対する奨学金の返還支援の在り方について、有識者からのヒアリングも行いつつ、議論を行ってきた。以下では、これまでの議論を整理しつつ、今後の対応の方向性を提起する。

2. 奨学金返還支援に係るこれまでの経緯

- 教師人材確保のための奨学金の返還支援の取組については、過去に、昭和 22 年に新学制が実施され教師需要が増大した一方で、正規の教員免許を有する教師が大幅に不足していた中、全国各地で教員養成大学・学部が発足したものの、当時の大学進学率が未だ低い情勢の下、十分な数の志願者が集まらなかった状況に対し、大学での正規の教員免許の取得を促す誘導策として、昭和 28 年から義務教育職に就いたときは、奨学金の全部又は一部を就職状況等によって免除する制度が開始され、その後、他校種にも拡大しつつ実施されていた。

- しかし、教員採用倍率が改善し教職を希望しながら採用されない者が増加してきたことや、教師を優遇することに関する他職種との公平性、奨学金に充てる資金の効率的運用といった理由から、平成 10 年度には教育職に係る学部段階の返還免除は廃止され、その後、高度の専門性を持つ教員養成の観点から維持されていた大学院段階の返還免除も平成 16 年度に廃止された。
- 現在では、独立行政法人日本学生支援機構において大学生等の修学支援として、無利子奨学金、有利子奨学金のほか、令和 2 年度から高等教育の修学支援新制度が開始されており、一定の要件を満たす学生に対し、授業料等減免に加え、返済不要の給付型奨学金が支給されている。
また、平成 16 年度からは、大学院で無利子奨学金の貸与を受けた学生であって、各学問分野において特に優れた業績を挙げた者を対象とした返還免除制度が実施されている。
- このほか、近年、複数の自治体において、教師になった者に対する奨学金の返還支援に取り組む動きも見られ、拡がりつつある。

3. 教師になった者への奨学金の返還支援の意義・目的

- 上述のような教師を取り巻く状況とこれまでの経緯を踏まえつつ、返還支援の在り方を提起する前提として、改めて現在において教師になった者に対して奨学金の返還支援を行うことの意義・目的を確認しておくことが必要である。
- この点については、教員養成部会における検討でも活発に議論が交わされたところであり、意見を大別すると、現在の学校現場が抱える教育課題やこれからの学校教育の使命に鑑みて「教職の高度化」につなげることを目指すべきという質の向上の観点と、現下の教師不足の状況や幅広く多様な人材を教師集団に得ていく重要性に鑑みて「教師志願者の拡大」につなげることを目指すべきという量的な観点から意見が示された。
- 教師になった者への奨学金の返還支援は、それぞれの観点で役割を果たし得る取組であると考えられる。

4. 返還支援の考え方、在り方

- 3. を踏まえ、それぞれの観点の意義・目的を起点として、返還支援の考え方、在り方を整理し導き出すことが必要である。この検討に当たっては、以下の点を基本的な視点とした。

- ・ 優秀な人材に教師になってもらう仕組みとして設計すること。
 - ・ 学部・大学院を卒業し教職に就く者をはじめ、教師志望の社会人、現職の教師に対するリカレント教育も含め、幅広い視点から検討すること。
 - ・ 持続的な取組として、長期的にみて最も効果が期待できる形で制度設計すること。
 - ・ 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、速やかに実行すること。
 - ・ 過去に存在した教育職に対する返還免除制度が廃止された経緯や、現在の大学生等の修学に対する経済的支援策の充実等の状況の変化を踏まえて検討すること。
- 考えるべき点として、例えば、議論の中では次のような点が指摘された。
- 他の職種と比較した際の公平性や整合性
 - 大学進学率の上昇や給付型奨学金の導入等の状況の変化
 - 現下の教師不足や質の向上等の政策目的に対する政策効果の精査
 - 教師としての在職期間等、離職防止に関する仕組みの検討

(1)「教職の高度化」(質の向上)の観点から

- 1. で示したとおり、学校現場が抱える教育課題は多様化・複雑化し、急激な社会の変化や一人一台端末をはじめとした学習環境の進化等を踏まえた子供たちの新たな学びへの転換にも対応することが必要になっている。
- こうした高度化・複雑化する課題状況に的確に対応していくためには、教科や教職に関する高度な専門的知識や、新たな学びを展開できる実践的指導力を備えた、高度専門職としての教師人材に相応の能力形成を促していくことが必要であると考えられる。
- 例えば、全国各地で設置されている教職大学院では、研究者教員と実務家教員双方からの指導や学部新卒学生と現職教員学生による学び合い、学校における実習等が行われており、今後より一層、学校現場の課題状況を踏まえた教育研究の改善・充実の必要があるが、教育委員会に対して行った調査では、教職大学院が学校現場や地域の教育課題への解決・改善に貢献しているとする肯定的な回答は8割超に上り、また、学校現場か

らは、修了者が授業等における教科指導や教材研究、同僚と協働した取組や学校の課題解決の場面で能力を発揮しているといった声もある。

○ 学部段階における教師養成の上に、さらに、大学院において、自ら課題を設定し、学校現場における実践とその省察、すなわち理論と実践の往還による学修を通じて、課題解決に向けた探究的活動を行うという学修を行い、新たな学びへの転換や学校の課題解決に向けて協働的に取組み、中核的な役割を担える教師人材を増やしていくことが必要である。

○ 現状として、日本においては大学院レベルの専門性を持った教師の割合が諸外国に比べ低く、かつ、近年大学院卒として入職する教師の割合がいずれの学校種においても減少傾向にある。

上述のような学校現場の高度化・複雑化する課題状況を前にして、このような状態にあることについては教育行政の政策課題として捉えるべきであり、改善させていく手立てを講じる必要があると考える。

○ これらの状況を踏まえて奨学金の返還支援の在り方を考えると、「教職の高度化」という質的な観点からは、大学院で高度な学修を行って教職に就く者を返還免除の対象にして、大学院レベルでの能力形成に取り組む教師人材を経済的負担の軽減による後押しを通じて政策的に増やしていくこと、そして、教師の指導の質の向上と高度専門職としての社会的地位の向上を図っていくことが考えられる。

○ また、速やかな実行の観点から、現行制度の大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度を活用することで実現を図ることが考えられる。

○ このような施策を導入することにより、教員養成系の大学院生の教師志願の意向を強める効果や、教師を目指すに当たって大学院において学修を深めることを考える者の学びを後押しする効果が見込まれる。さらに、他の専門分野からの教師を目指す大学院生の掘り起こしや、教師志望の社会人の大学院での学び直し・免許状取得を促進するなど、量的確保に資する効果も期待される。

○ また、教職生活全体を通じて学び続ける教師を支援する観点からは、現職の教師が大学院で学び直すための支援の充実も重要である。

この点については、奨学金の返還支援という方策については、収入基準等の条件を伴う奨学金の貸与が前提となるという仕組み上の限界もあることから、現在の学校現場の

高度化した課題状況とそれに対応するための教職の高度化の必要性について、教師の任命権者にも十分に認識が共有されることが重要であり、各任命権者による積極的な大学院派遣研修の実施や入学・授業料支援等の取組の充実も期待される。

(2)「教師志願者の拡大」(量的確保)の観点から

- 「教師志願者の拡大」という量的な観点からは、前述の大学院を対象とした返還免除を実施することによって大学院生の教師志願者の新たな確保が期待できることに加え、奨学金の返還支援の対象範囲をできるだけ幅広く捉えて、学部段階の学生等も含めて対象としていくことが考えられる。
- これにより、我が国の未来を創る子供たちの教育を担う教職の重要性を社会的に顕示することができ、また、教職課程を受講する学生の教師志願の意向を強める効果や、新規に教職課程を受講する学生を掘り起こす効果が考えられる。
- このような、広く教職に就いた者全般に対する奨学金の返還支援を実施するに当たっては、例えば過去に教育職に対する返還免除制度があったところ、同制度が国会審議も経て廃止された背景や経緯、その後の給付型奨学金の導入等の状況の変化も踏まえ、前出の論点について教育関係者だけではなく広く国民全体に理解されることが必要となる。また、現行の日本学生支援機構による奨学金制度においては、学部段階では死亡や心身の障害による場合を除き、返還を免除する仕組みはないため、この実現にあたっては、新たな法制度が必要となることにも留意が必要である。
- このほか、一部の自治体では教師志願者・受験者を確保するため、当該自治体の教師になった者への奨学金の返還支援に取り組んでいる。
それぞれの自治体の取組は返還支援の対象範囲等が異なっており様々であるが、このような自治体による取組が拡がりを見せつつあり、今後の動向や優れた教師人材の確保に対する効果を注視していく必要がある。その際、自治体の財政力等による取組の差が生じる可能性や、国全体としての教師人材の確保拡大にどの程度寄与するのかといった効果を見極めることが必要であると考えられ、このため、各自治体の実情や取組の状況を踏まえつつ、国における方策の在り方を検討することが望まれる。

4. 対応の方向性

(1) 基本的な考え方

- 奨学金の返還支援について、「教職の高度化」につなげることを目指すべきという質の向上の観点と、「教師志願者の拡大」につなげることを目指すべきという量的な観点のいずれの意義・目的も重要であると考ええる。

また、返還支援の仕組みの設計によっては質と量の両方の側面を併せ持つことや、教師志願者の量的確保が教師の質の確保・向上にも結び付くと考えるべきであることを踏まえると、これらを二項対立の構造で捉えることは適切ではない。相互に関連し合うものとして、いずれの観点からも可能性を追究していくことが重要である。

- その上で、1. で記したような現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、スピード感を持って実行に移していくためには、現行制度を活用して出来ることについては速やかに具体化を進めながら、更なる充実方策については、引き続き追究していくことが重要である。

(2) 対応の方向性

- (1) の基本的な考え方を踏まえると、現行制度の活用による速やかな実行という観点から、大学院段階を対象とした奨学金の返還免除が考えられるが、教師という職に求められる高度の専門性及び教師という職へ就くことへの連続性の見地から、まずは、学校現場への実習等を必修のカリキュラムとしており、総じて高い教員就職率を維持し続けている教職大学院を修了し教師となった者を中心に返還免除を実施すべきであると考えられる。

- 教職大学院を中心に返還免除を行うことにより、教師志望者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される。

- 具体的には、現行制度の大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度の活用により、採用選考等に合格して正規採用される者を対象にしていくことが考えられ、例えば、令和6年度に実施される教員採用選考等の受験者から適用できるよう速やかに具体化を進めていくことが望まれる。

- また、教職大学院に加え、高度で多様な専門人材の確保の観点から、教職大学院以外の大学院を修了し教師となる者も対象に含めていくべきと考える。

その際、教職大学院以外では教職課程を履修し教員免許状を取得しても必ずしも教職を目指さない学生も含まれていることにも留意し、教職について理論と実践を往還させた学修を行い、教職志向が高いと考えられる学生が対象範囲となるよう検討することが必要である。例えば、学校等での実習を通じて、学校現場での課題を把握し、その解決に資するような学修に取り組んでいること等を条件に設定することが考えられる。

- その上で、さらに、制度改正が必要となる、学部段階の奨学金の返還免除も含めた支援の更なる充実に向けては、前述の大学院を対象とした返還免除制度の具体化により得られた成果を生かしつつ、過去の返還免除制度の廃止経緯、各教育委員会での教師人材確保の状況や取組、高等教育の修学支援の動向、教師としての在職期間の在り方等の幅広い観点から、引き続き検討を進めていくことが必要である。

- 優れた教師人材の確保は、奨学金の返還支援という方策のみをもって達成されるものではなく、学校における働き方改革や教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める中で相乗的に効果を発揮する取組であり、これらの取組の一体的推進を通じて、教職の魅力向上を図り、優れた教師人材の確保の好循環を創り出していくことが期待される。

【参考資料】

教育課題の高度化・多様化

学校教育を巡る環境の変化

- AI、ビッグデータ、IoT等の技術革新、新型コロナウイルス感染症の流行、グローバル化の進展、少子化・人口減少などの社会の変化
- 1人1台端末、高速大容量の通信ネットワークなど子供の学習環境の変化 など

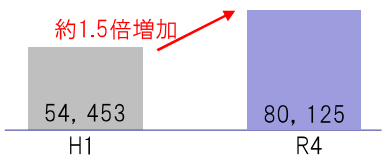
これからの時代に必要な教育の姿

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
- ICTの活用や教育データ活用を通じた教育DXの推進、多様な担い手と学校との連携・協働の推進 など

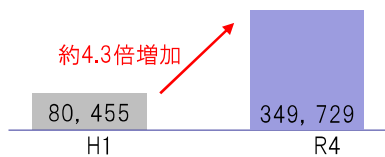
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

学校が抱える様々な教育課題の状況

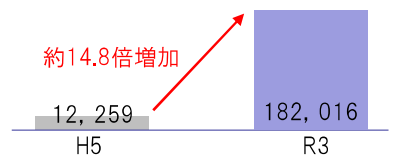
特別支援学校在籍する児童生徒数
(公立特別支援学校)



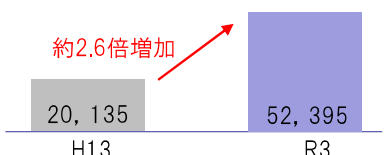
特別支援学級に在籍する児童生徒数
(公立小中学校)



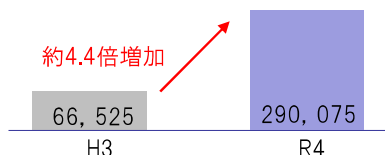
通級による指導を受けている児童生徒数(公立小中学校)



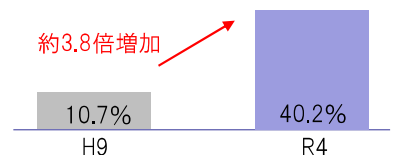
日本語指導の必要な児童生徒数
(公立小中学校)



不登校児童生徒数
(公立小中学校)



暴力行為の発生割合
(公立小中学校)



(出典) 学校基本調査、通級による指導実施状況調査結果、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

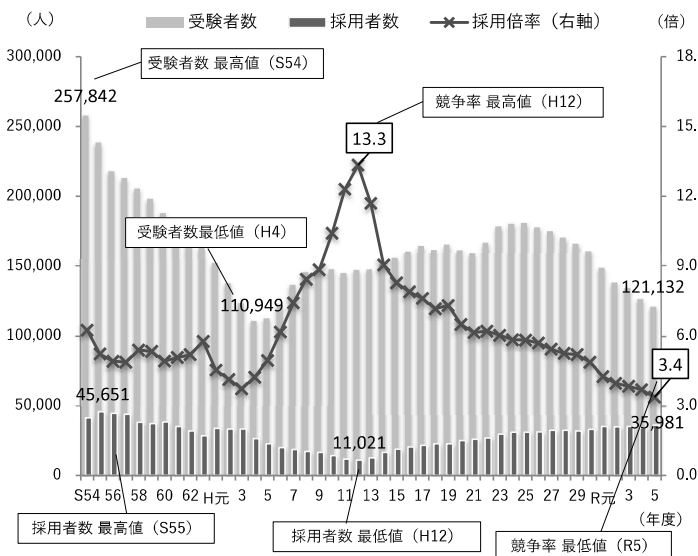
公立学校教員採用選考試験の実施状況—総計・小学校

✓ 全体の競争率(採用倍率)は、3.4倍(過去最低)で、前年度の3.7倍から減少。

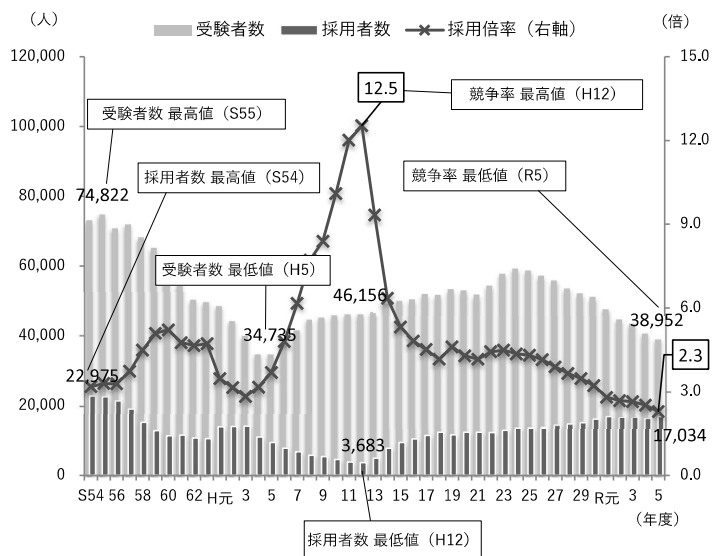
(注:「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計)

- 受験者数は121,132人で、令和4年度に比較して5,258人減少。
- ✓ 令和5年度(令和4年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.3倍(過去最低)で、前年度の2.5倍から減少
- 受験者数は38,952人で、令和4年度に比較して1,683人減少(うち 新卒582人増加、既卒2,265人減少)。
- 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和5年度は採用者数が平成12年度の4倍以上の17,034人であり、これは昭和58年度以降、最多となっている。

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

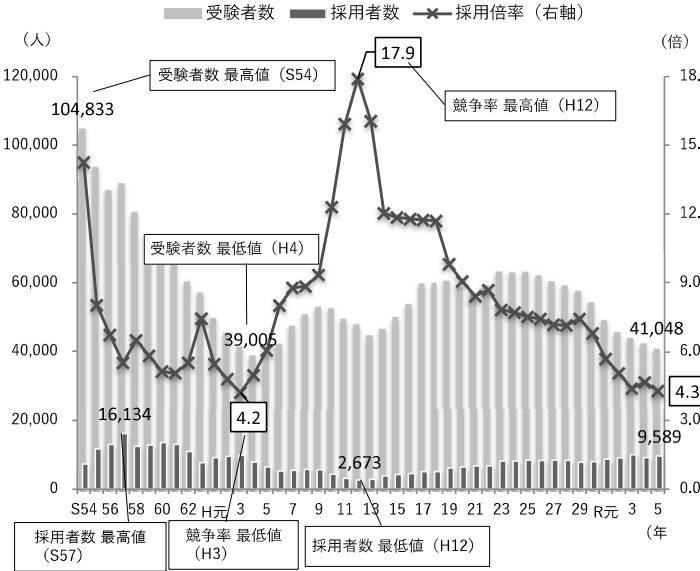


(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

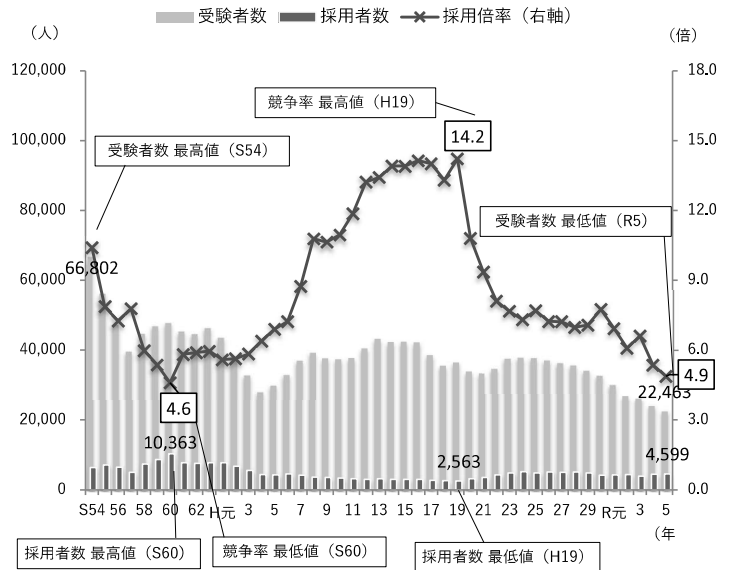
公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

- ✓ 令和5年度(令和4年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.3倍で、前年度の4.7倍から減少
 - 採用者数は、9,589人で、前年度に比較して437人増加
 - 受験者数は、41,048人で、前年度に比較して1,539人減少(うち 新卒401人増加、既卒1,940人減少)
- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、4.9倍で、前年度の5.3倍から減少
 - 採用者数は、4,599人で、前年度に比較して105人増加
 - 受験者数は、22,463人で、前年度に比較して1,528人減少(うち 新卒312人減少、既卒1,216人減少)

中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

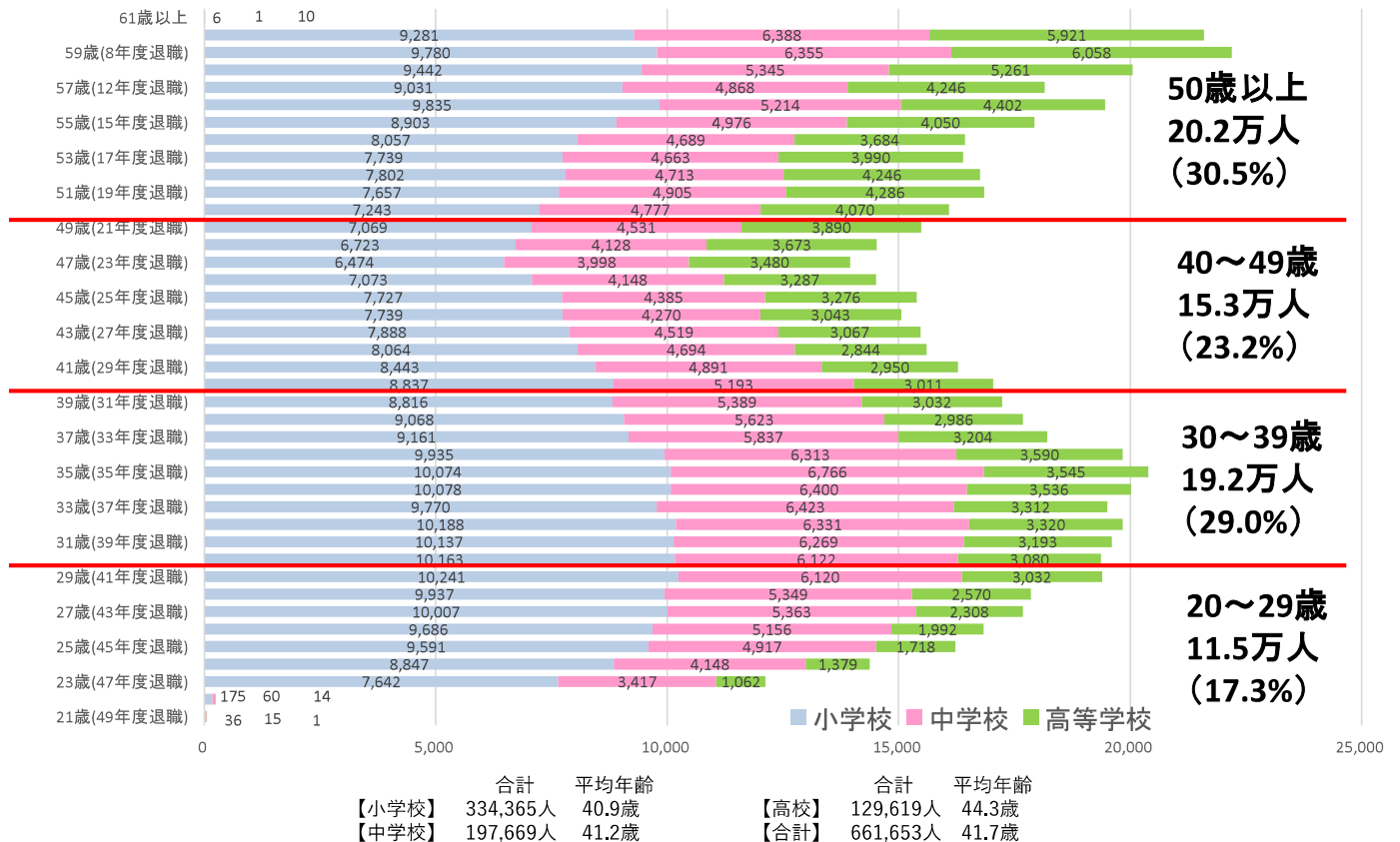


高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校年齢別教員数(令和5年度)



(出典) 文部科学省調べ

(注1) 令和5年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。))

(注2) 年齢は、令和5年度末時点

教師不足の状況と構造的要因

教師不足の状況

令和3年度始業日時点2, 558人(5月1日時点2, 065人) ※小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
 令和4年度当初の状況: 3年度に比べ「改善」6、「同程度」22、「悪化」40 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数
 令和5年度当初の状況: 4年度に比べ「改善」11、「同程度」28、「悪化」29 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

構造的要因

- 近年の大量退職に伴う大量採用により20-30代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※ 公立小中の産育休取得者 H24: 15,067人 ⇒ R4: 23,540人
 ※ 特別支援学級の数 H24: 47,643学級 ⇒ R4: 76,720学級 (※小・中・義務教育学校)
 ※ 公立小中の臨時講師の数 H24: 58,681人 ⇒ R4: 68,159人 (産休・育休代替教員、配偶者同行休業代替教員を含む。)

⇒ 臨時的任用教員(臨時講師)の需要が増加

- 臨時的任用教員は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、臨時的任用教員のなり手が不足。

- 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少。

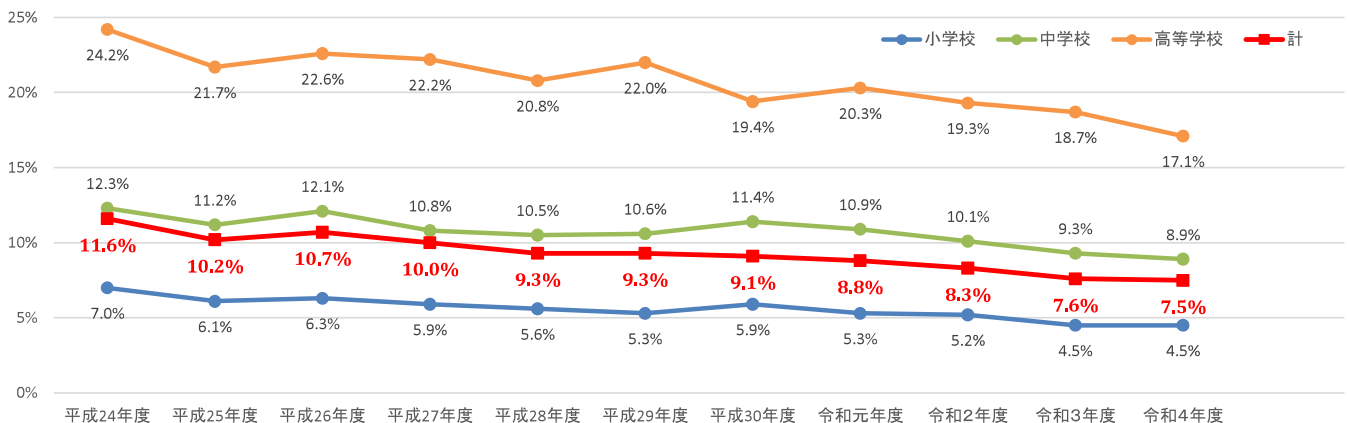
※ 新規学卒の受験者(小中高) H25: 48,110人 ⇒ R5: 40,322

⇒ 臨時講師の供給不足

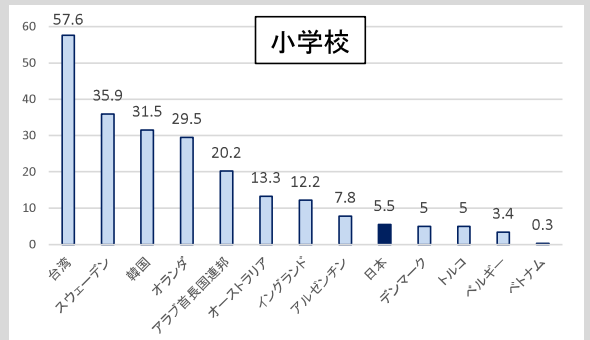
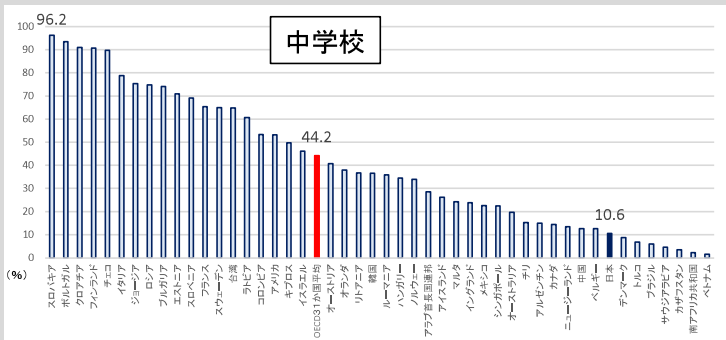
(出典: 学校基本調査(産育休取得者、特支学級数)、文部科学省調べ(臨時講師数)、教員採用選考試験実施状況調査(新規学卒者数))

公立学校教員採用試験における大学院卒採用者の状況

○ 大学院卒として入職してくる教師の比率がいずれの学校種でも低下

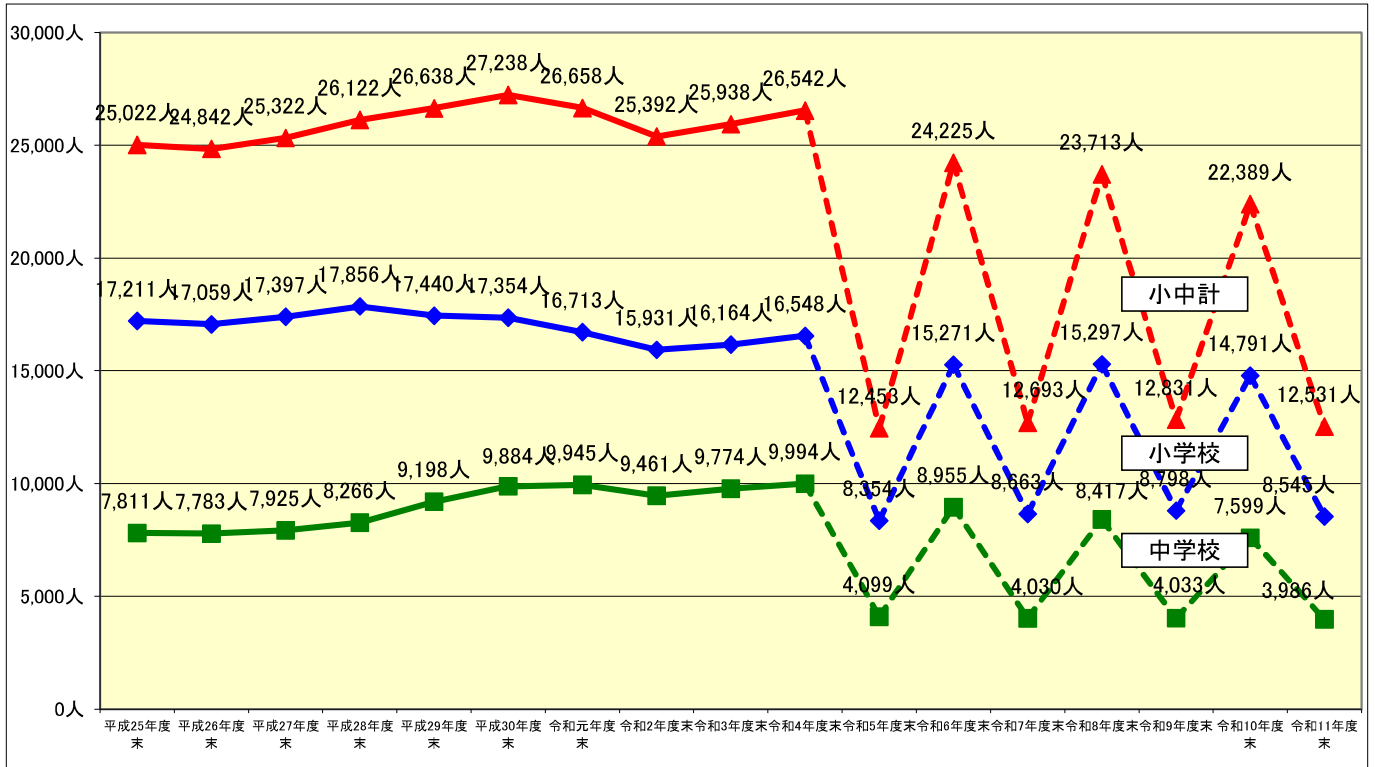


【参考】教師の最終学歴の国際比較(修士レベル)



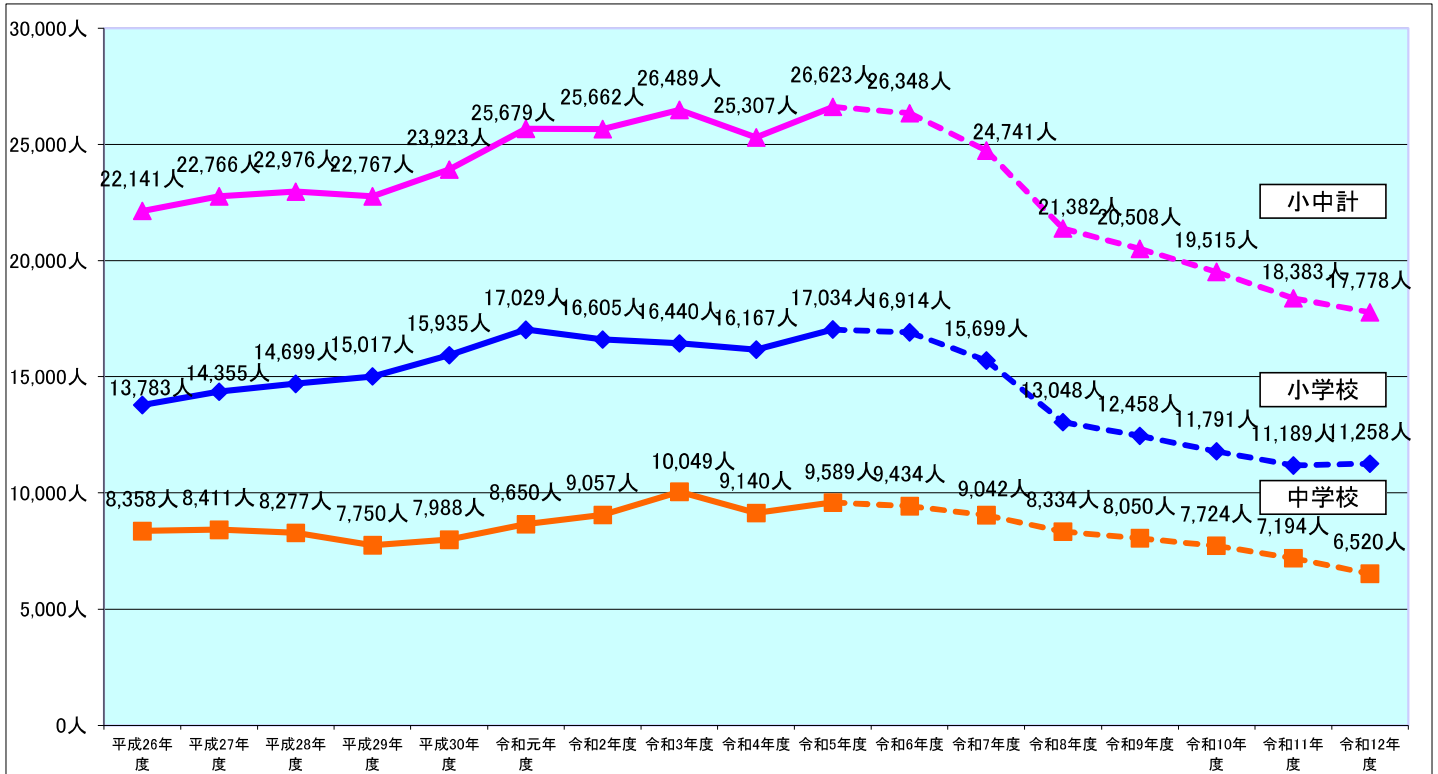
(出典)「教員環境の国際比較 OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2018報告書」国立教育政策研究所

公立小・中学校教員の退職者数の推移（平成25年度末～令和11年度末）



(出典) 令和4年度末までは、都道府県の実績の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）
 令和5年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭等を除く。

公立小・中学校教員の採用者数の推移（平成26年度～令和12年度）



(出典) 令和5年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）
 令和6年度以降は、都道府県の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭等を除く。

安定的な教師志望者の確保に向けて

○昭和20年代の「教師不足」

教師の配置需要が拡大する一方、教員養成学部等への進学者も過少（定員割れ）であったことから、**正規の免許状を持つ教師が不足**し採用できず、代用教員（臨時免許状・助教諭）が多く存在していた状況

ex) 新制大学教育学部では、入学志望者数が定員の60%、入学者数は定員の53%に留まった（1949年）。

➡ 大学の教員養成学部等への進学を促進し、十分な数の正規の免許状を取得した教師を確保するため、教育職に従事した場合の奨学金の返還免除を制度化

○現在の「教師不足」

◆ 大量退職・大量採用等を背景とした、産育休取得教員の増加や、想定を上回る特別支援学級の増加に対応するための**臨時講師の需要が拡大**する一方、正規採用数の増加等による**臨時講師の供給が減少**

◆ 新規学卒者の受験者は横ばい（小）・減少（中高）・・・若年層が教職に魅力を感じなくなっている可能性

緊急・臨時的な教師需要にも対応できる「なり手の厚み」の確保が必要

学校における働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等の環境整備を進めることに加え、

- ①まずは、**現在教職に就いていない免許保有者を発掘**し、研修等を経て**教師としての入職**に繋げる
- ②さらに、教員免許状の取得や**教員採用選考試験受験への誘因を創り出す**
- ③より高度な専門性・実践性を備えた人材を養成することで、**教師の質の向上を図り、教師が真に尊敬される職業となり、高度専門職としての地位を確かなものにする**

大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業

背景・課題

- 各学校の実際の教員配置数が、各自治体が設定している学校に配置する予定の教員数（配当数）を満たしていない「教師不足」については、令和3年度始業日時時点で2,558人（5月1日時点：2,065人）など大変憂慮すべき状況。
⇒現下の教師不足の解消のためには、採用選考試験者や管理職等の伝手に止まらない、新たな領域へ踏み出して教師のなり手を開拓することが必要
- また、昨年12月に出された中央教育審議会答申でも、学校教育が抱える様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するためには、教職員集団の多様性を高めることの重要性に指摘有り。
⇒民間企業や大学等の団体から学校現場への入職ルートを創出し、学校現場の多様性を確保。

令和5年度補正予算額

5億円

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
（「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）
- 【民間企業等出身者の割合】
- ・令和4年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合3.6%。
（令和4年度 教員採用選考試験の実施状況調査）

事業内容

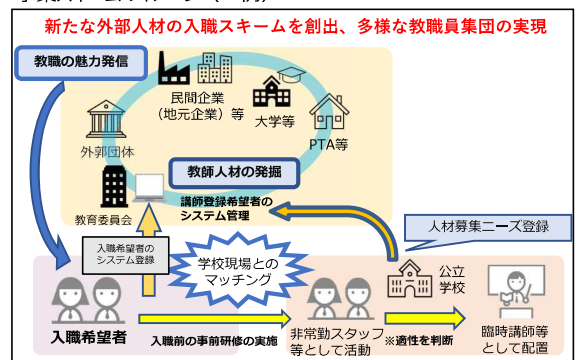
- 教師のなり手発掘のため、大学、PTA、民間企業等と連携・協働し、教師の仕事の価値ややりがいについて、地域社会全体に魅力を発信する取組及び、教員免許保有者を始めとした新たな外部人材の学校現場への入職支援の実施にあたり必要となる事業実施費用、システム構築費等を支援。
- 本事業を受ける教育委員会、外郭団体は、当地の教員養成を担う大学、PTA、民間企業等とともに、教職志望者を発掘、リスクリングのための研修等を担う。
また、学校現場への入職を希望する者に対し、例えば、以下のパターンでの入職を促す。

- パターン(1)：教員免許保有者の場合、入職のための事前研修を実施し、学校とマッチングし入職。
- パターン(2)：教員免許保有者で教職の経験がない場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、その後、適性を判断したうえで、臨時講師等として入職。
- パターン(3)：免許を保有していない者の場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、適性を判断した上で、臨時免許状や特別免許状を活用し入職。

- 本事業を受ける教育委員会・外郭団体は以下の活動・業務を実施
 - 民間企業や大学、PTA等と連携・協働し、教職の魅力について広報・啓発
 - 広報活動等を通じ、元教師や企業等の退職者をはじめ、広く臨時講師等のなり手を募集（アスリートやアーティスト等の多様な専門性を持つ人材を含む）
 - 民間企業等から期限付きでの学校現場派遣の可能性の把握・働きかけ
 - 学校現場への入職にあたり基礎的知識を身に付けるための研修コーディネーター
 - 臨時講師・非常勤スタッフ等募集の学校側ニーズを集約および学校現場とのマッチング

- 件数・単価等
 - ・マッチングシステム構築補助 【事業規模】2,000万円 【件数】24箇所 【補助率】1/3
 - ・広報発信・研修実施等事業費補助 【事業規模】1,710万円 【件数】47箇所 【補助率】1/3
 - ・合同成果報告等実施経費補助 【事業規模】850万円 【件数】3箇所 【補助率】定額
- 対象：教師の任命権を持つ都道府県・指定都市教育委員会、人事協議会および公益財団法人などの外郭団体

事業スキームのイメージ（一例）



教師の奨学金の返還免除について（提言等抜粋）

○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、**育成支援（※）**を一体的に進める。

※心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、**奨学金の返還支援に係る速やかな検討**、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

○教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して（中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会）（令和5年8月28日）

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

（4）教師のなり手の確保

- 質の高い教師を確保するためには、更なる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が必要であり、今後、環境整備の在り方について丁寧な議論を深めていく必要がある。これに加え、国において、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や、学校における人材需要と入職希望者のマッチングの効率化や入職前研修等を行う取組への支援、骨太方針2023に示された「大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、**奨学金の返還支援に係る速やかな検討**」を進める必要がある

日本学生支援機構（旧 日本育英会）教育・研究職の返還免除制度について

〈旧制度：教育・研究職による免除の概要〉

1. 免除対象職

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学等において教育の職にある者
- 文部科学大臣の指定する国、地方公共団体、独立行政法人、財団法人等の研究所において、研究の職にある者（大学院で奨学金の貸与を受けた者に限る）

2. 免除額

- 15年以上勤務した場合は、全額免除
- 5年以上勤務した場合は、勤務期間に応じて一部免除

3. 返還免除制度の改正の経緯

- 昭和28年度 教育（小学校、中学校教師）・研究職の返還免除制度の設立
- 昭和36年度 高等学校、高等専門学校、大学等の教師が免除職に追加
- 昭和40年度 幼稚園の教師が免除職に追加

過去の教育職の返還免除制度に係る経緯等について

1. 制度創設時（昭和20年代後半頃）の経緯

教員養成学部への進学者を増やし、有資格者を安定的に供給できるようにすることが目的

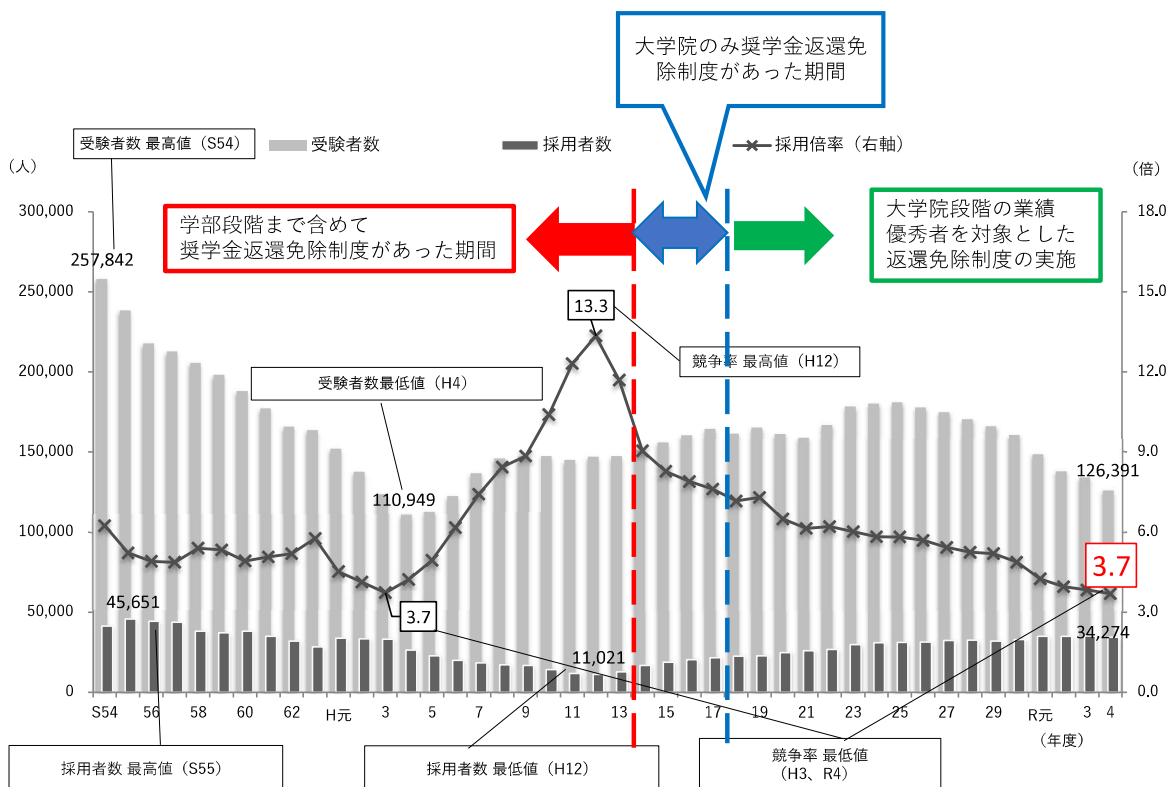
- S22に新学制が実施、教師の需要が増大したが、有資格教員が不足。助教諭相当の教員が全教員数の約4分の1（S25）
- 師範学校等への入学希望者が激減。その後、教員養成大学・学部が発足したが、志願者数が少なかった。（S29の大学進学率は約8%）
- 教育職員免許法が施行(S24)。大学に2年課程の設置や都道府県に臨時教員養成所を設置し、有資格者の供給を増加。
- 教育学部への誘導策として、S28から義務教育職に就いたときは、奨学金の全部又は一部を在学年数、就職状況によって免除する制度が開始

2. 返還免除制度廃止時(平成10年頃)の経緯

教育職の返還免除については、次のような理由を根拠に廃止

- ①教員の採用倍率の改善（教職を希望しながら採用されない者の増加）
 - 公立学校教員の採用倍率は、（返還免除制度があっても）H3に3.7倍まで低下。その後上昇に転じ、H9では8.8倍まで回復
- ②教員を優遇することに対する公平性
 - S49に人材確保法が成立し、給与水準は向上。（H13～17の平均を見ると、一般行政職の給与と比べて+2.76%）
 - 教員として採用された者のうち返還免除の対象となっているのは2割程度
※なお、現在の大学進学率は56.6%(R4)まで上昇
- ③奨学金に充てる資金の効率的運用
 - 今後の奨学事業の充実のために資金の効率的な運用が必要（H11には教育費の負担軽減策として有利子奨学金の対象が大幅に拡充）
 - H10当時、高度の専門性を持つ教員養成の観点からは大学院は維持が必要として、学部の返還免除を廃止（大学院はH16に廃止）

公立学校教員採用選考試験の受験者数等の推移（総計）



現在の大学生等に対する奨学金等の修学支援制度について

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,311億円
 ※国・地方の所要額：5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
 （準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）

【財源】消費税による財源を活用
 （少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
 無利子奨学金：1,003億円（一般会計）

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	50万3千人	69万3千人
事業規模	2,957億円	5,949億円 ※財政融資資金 5,869億円
貸与月額	学生等が選択（私立大学自宅通学の場合） 2、3、4、5.4万円	学生等が選択（大学等の場合） 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値3.5以上（予約採用時）等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計 （令和5年度採用者） 私大自宅・給与所得・4人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による	
返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 （元利均等返還）
返還利率	無利子	上限3%（在学中は無利子） （令和5年3月貸与終了者）
		利率見直し 0.300% 利率固定 0.905%

大学院生を対象とする特に優れた業績による返還免除制度 （平成16年度新規貸与者から適用）

○目的・効果

我が国のあらゆる分野で活躍し、発展に貢献する中核的人材を育成するとともに、大学院進学のインセンティブを高めることにつながる。

○対象

大学院（修士課程（専門職学位課程を含む）、博士課程）で無利子（第一種）奨学金の貸与を受けた者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者

○免除される額

貸与を受けた学資金の全部又は一部

○免除者の割合

大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生数のおおむね3割以下

○優れた業績の項目

- ①学位論文その他の研究論文、②大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- ③大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果、④著書、データベースその他の著作物、⑤発明、⑥授業科目の成績
- ⑦研究又は教育に係る補助業務の実績、⑧音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績、⑨スポーツの競技会における成績
- ⑩ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績、⑪その他機構が定める業績

●独立行政法人日本学生支援機構法

（学資貸与金の返還の条件等）

第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、**在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者**には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の**全部又は一部の返還を免除**することができる。

●独立行政法人日本学生支援機構法施行令

（特に優れた業績による学資貸与金の返還免除）

第八条

2 前項の認定は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、**当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会**（機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）の議に基づき推薦する者**その他文部科学省令で定める者**について、その専攻分野に関する論文その他の**文部科学省令で定める業績を総合的に評価**することにより行うものとする。

自治体における奨学金返還支援の取組

教師になった者に対する返還支援の取組例

○山梨県教育委員会

- 対象：小学校教諭 20名程度
 金額：卒業前2年間に貸与を受けた額以内
 要件：・日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）を返還予定又は返還中の方
 ・教員選考検査を初めて受検する方（大学院生及び既卒者も、大学生時代を含め初めて受検する方が対象）
 ・原則として教員選考検査を通過した翌年度の4月1日に本県の小学校教諭として就業し、大学を卒業後10年経過するまでの期間、勤務する予定の方

（出典）山梨県教育委員会HP

令和6年度の教員選考後援奨励者（大学3年生・大学院1年生）向け！
 小学校教諭を目指している皆様へ
 山梨県教育委員会は、
 県内の公立小学校で
 教諭となる方を対象に、
 奨学金の返還を支援します

補助対象人数
 20名程度
 大学生18名程度、既卒者2名程度を予定

募集期間
 令和5年4月
 ～令和6年2月末

対象者
 令和7年度に県内の公立小学校の教諭として就職（令和6年度実施の教員選考後援の奨励）を予定している方
 ※大学院生、既卒者、全て対象ですが、本県の教員選考検査を初めて受検する方が対象です

対象奨学金
 日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）

応募から補助までの流れ
 4月 募集開始
 3月頃 対象者の選定
 7・8月頃 山梨県公立小学校の教諭として就業
 4月 奨励金の交付申請
 7月頃 奨励金の交付
 4月 奨励金の交付
 10年経過後 奨励金の返還

○岐阜県教育委員会

- 対象：小学校教諭、中学校教諭 40名
 金額：最大144万円（月額約1万7千円、採用後7年間）
 要件：県内高校を卒業し、かつ大学等（県内、県外は問わない）に進学し、以下の要件を満たす方
 ・日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種奨学金）を返還予定または返還中の方
 ・本県の教職員採用試験に初めて合格する方
 ・本県教諭として就業し、合格の翌年度から7年経過するまでの間、勤務予定の方（7年未満で退職した場合は返還）

（出典）岐阜県教育委員会HP

令和7年度教員採用選考試験受験者向け
 小学校、中学校教諭を目指している皆様へ

日本学生支援機構の
 奨学金返還の一部を
 支援します。

金額 最大144万円（月額約1万7千円×採用後7年間）
 対象 小学校教諭、中学校教諭合格者 40名

●募集期間
 出願期間と同じ

●申込方法
 出願時に同時に申し込み

教職大学院、大学院、大学（学部）・短大における免許状取得者数、採用者数及び奨学金貸与率

【教職大学院関係】

- ①教職大学院修了者（新規学卒）（R4年度）：1,050人
- ②教職大学院修了者（新規学卒）のうち正規教員（国公私）として採用された者（R5年度）：753人
- ③大学院（修士課程）における第一種奨学金貸与者割合（R4年度）：24.0%

- ①②文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の就職状況等（令和5年3月卒業者及び修了者）について」（令和5年12月25日）
 ③独立行政法人日本学生支援機構

【教職大学院以外の大学院関係】

- ①教職大学院以外の大学院における免許状取得者数（R3年度）：2,852人
- ②教職大学院以外の大学院修了者（新規学卒）のうち正規教員（公立）として採用された者（R5年度）：518人
- ③大学院（修士課程）における第一種奨学金貸与者割合（R4年度）：24.0%

- ①文部科学省「教員免許状の授与状況（令和3年度）」（令和5年12月）
 ②文部科学省「令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況調査」（令和5年12月25日）
 ③独立行政法人日本学生支援機構

【大学（学部）・短大】

- ①大学（学部）・短大における免許状取得者数（R3年度）：87,577人
- ②大学（学部）・短大の卒業者のうち正規教員（公立）として採用された者（R5年度）：14,794人
- ③大学（学部）・短大における第一種奨学金貸与者割合（R4年度）：12.3%

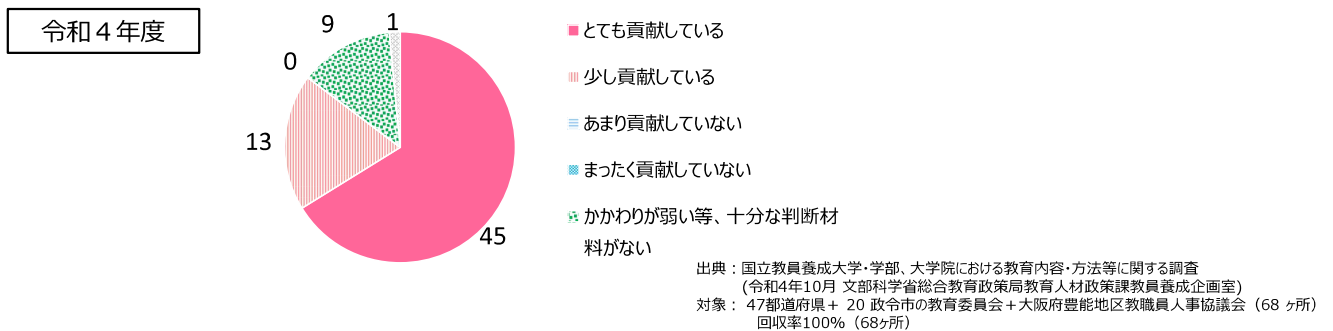
- ①文部科学省「教員免許状の授与状況（令和3年度）」（令和5年12月）
 ②文部科学省「令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況調査」（令和5年12月25日）
 ③独立行政法人日本学生支援機構

	教職大学院	教職大学院以外の大学院	大学（学部）短大
免許状取得者数	1,050人 ※教職大学院修了者（新規学卒）（R4年度）	2,852人 （R3年度）	87,577人 （R3年度）
採用者数	753人 ※国公立の学校への採用者数（R5年度）	518人 ※公立学校への採用者数（R5年度）	14,794人 ※公立学校への採用者数（R5年度）
第一種奨学金貸与率	24.0% ※大学院（修士課程）における貸与者の割合（R4年度）		12.3% ※大学（学部）・短大における貸与者の割合（R4年度）

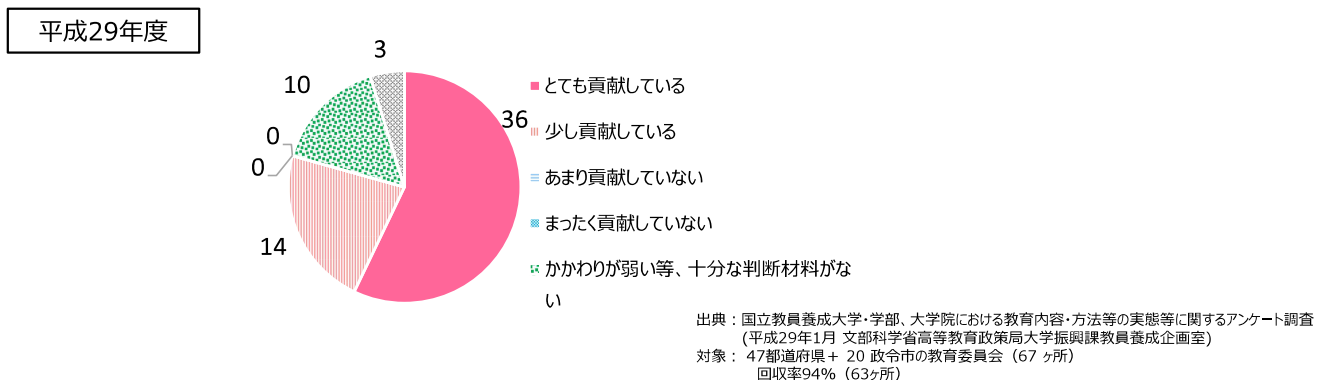
※第一種奨学金の貸与基準（家計基準） 大学院：本人の収入と配偶者の定職収入の金額の合計額に基づく収入基準による
大学・短大等：生計維持者の収入基準による

教職大学院について（教育委員会から）

Q.教職大学院は学校現場や地域の教育課題への解決・改善に、どの程度貢献していますか

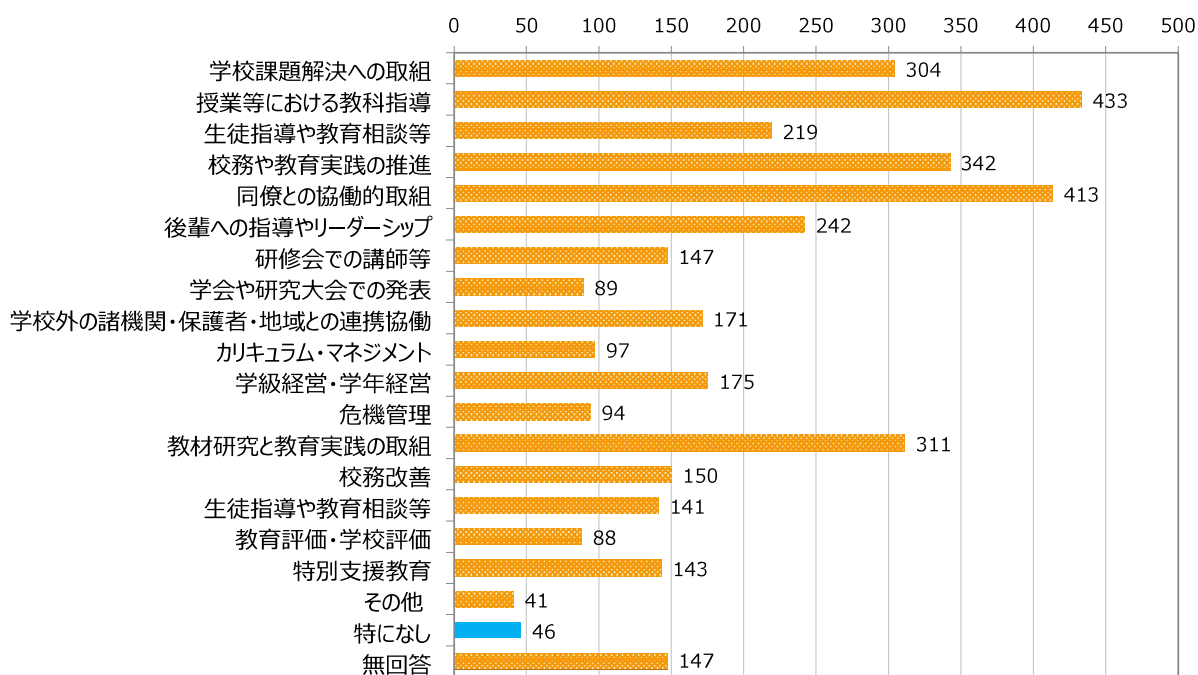


Q.貴教育委員会がかかわっておられる教職大学院（組織、教員、学生、修了生等）は学校現場や地域の教育課題への解決・改善に貢献していますか。



教職大学院について（教職大学院修了生勤務先管理職から）①

Q. 在籍する教職大学院修了者が、他の教員に比べて優れているところ



出典：国立教員養成大学・学部、大学院における教育内容・方法等に関する調査
 （令和4年10月 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室）
 対象：教職大学院修了生勤務先管理職（8,000名程度を想定）
 回収率12%（959名）

<p>教師を取り巻く状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> どの時代においても、子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質は教育の質に直結 学校現場が抱える教育課題の多様化・複雑化、これからの時代に必要な教育の実現、教師不足や採用倍率低下の状況等を踏まえると、質の高い十分量の教師人材の確保が必要 優れた人材を教師に得るためには、教職の魅力向上が不可欠。学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等を一体的に進めることが重要であり、こうした取組の一環として奨学金返還支援も検討
------------------	--

<p>これまでの経緯</p>	<p>昭和28年：大学進学率の低い状況の下、正規の教員免許を有する教師の不足から、教師になった者に対する奨学金の全部又は一部を免除する制度が開始 平成10年度：教員採用倍率の改善、教師を優遇することに関する他職種との公平性などの理由から返還免除が廃止（※大学院段階は平成16年度廃止） 平成16年度：大学院生を対象とした特に優れた業績による返還免除制度の実施</p>
----------------	---

教師になった者への奨学金の返還支援の意義・目的

教師になった者への奨学金の返還支援は、現在の学校現場が抱える教育課題やこれからの学校教育の使命に鑑みて「**教職の高度化**」という**質の向上の観点**と、現下の教師不足の状況や幅広く多様な人材を教師集団に得ていく重要性に鑑みて「**教師志願者の拡大**」という**量的な観点**から重要な役割を果たし得る取組

返還支援の考え方、在り方

基本的な視点

- 優秀な人材に教師になってもらう仕組みとして設計
- 学部・大学院を卒業し教職に就く者をはじめ、教師志望の社会人、現職の教師に対するリカレント教育も含め、幅広い視点から検討
- 持続的な取組として、長期的にみて最も効果が期待できる形での制度設計
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、速やかに実行
- 過去の返還免除制度の廃止の経緯や現在の経済的支援策の充実等の状況の変化を踏まえて検討

「教職の高度化」(質の向上)の観点から

- 高度化・複雑化する課題状況に的確に対応していくため、**高度専門職としての教師人材に相応の能力形成を促していくことが必要**
- 学部段階における教師養成の上に、さらに、**大学院において、課題解決に向けた探究的活動等を学修し、新たな学びへの転換や学校の課題解決に向けて協働的に取り組み、中核的な役割を担える教師人材を増やしていくことが必要**。日本は大学院レベルの専門性を持った教師の割合が諸外国に比べ低く、大学院卒として入職する教師の割合が減少傾向
- 大学院で高度な学修を行って教職に就く者を返還免除の対象にして、教師の指導の質の向上と高度専門職としての社会的地位の向上を図る**
- (独)日本学生支援機構で既に実施されている**大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度を活用した速やかな実施**

「教師志願者の拡大」(量的確保)の観点から

- 大学院を対象とした返還免除を実施することで**大学院生の教師志願者の新たな確保を期待**
- 対象範囲をできるだけ幅広く捉え、学部段階の学生等も含めて対象としていくことにより、教職課程を受講する学生の教師志願の意向を強める効果や新規に教職課程を受講する学生を掘り起こす効果**
- 教育職に対する返還免除制度が廃止された背景や経緯、給付型奨学金の導入等の状況の変化を踏まえ、広く国民全体に理解されることや新たな法制度が必要**
- 一部の自治体で実施されている返還支援の取組の状況も踏まえ、国における方策の在り方を検討

対応の方向性

●基本的な考え方

- 「**教職の高度化**」(質の向上)、「**教師志願者の拡大**」(量的確保)の**いずれの意義・目的も重要であり、相互に関連し合うものとしていずれの観点からも可能性を追究していくことが重要**
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、スピード感を持って実行に移していくため、現行制度を活用して出来ることについては速やかに具体化を進め、更なる充実方策については、引き続き追究していくことが重要**

●対応の方向性

- 速やかな実行、教師に求められる高度の専門性の観点から、**教職大学院を修了し教師となった者を中心に、令和6年度に実施される教員採用選考等の受験者から適用**
- 教職大学院を中心に返還免除を行うことにより、教師志望者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される
- 高度で多様な専門人材の確保の観点から、**学校等での実習を通じて理論と実践を往還させた学修を行っている教職大学院以外の大学院を修了し教師となった者も対象**
- 学部段階の奨学金の返還支援も含めた支援の更なる充実**に向けては、大学院を対象とした返還免除制度の成果を生かしつつ、各教育委員会での教師人材確保の状況や取組、高等教育の修学支援の動向等の幅広い観点から、**引き続き検討を進める**

申請手続の流れ（イメージ）

